

鴻池家伝来品による永楽善五郎の研究

尾野善裕

一 はじめに

平成7年度、鴻池善右衛門氏から京都国立博物館に京焼の陶工・永楽善五郎関係の陶磁器一二〇件¹⁾あまりが一括して寄贈された(台帳番号G乙一四〇鴻池家伝来永楽善五郎関係資料として一括登録)。大阪の鴻池善右衛門家は、三井家と共に永楽家の有力なパトロンであったから、両家の関係から考えて、受贈資料の大半は永楽家から鴻池家へ直接納められたものとみられる。つまり、この資料群は第三者の手を経ることなく今日まで伝世してきたものと考えられる訳であり、その資料的価値は高い。何故なら、伝来の経緯からして贋作の存在や意図的な(悪意のある)箱の入れ替えを想定する必要がなく、作品と箱書の関係を検討するための極めて良好な材料となるからである。

二 箱書署名筆跡の検討

検討作業の手始めとして、箱書の署名筆跡を集成した。その結果、署名筆跡には強い書き癖が認められ、七つの類型に分類できることが判明した。そこで、各類型にローマ数字を付し、筆跡I・筆跡II：筆跡VIIと表記することとした(挿図1)。

ところで、筆跡の相違は、書き手の癖に起因するものであるから、署名者の違いを表していると考えられる。また、基本的に箱書の署名はその時代の当主が行う性格のものであるから、筆跡の違いには当主の代の違いが現れているとみることができるとする。以下、順に各筆跡の署名者の特定を試みる。

筆跡Iは「風炉師善五郎」と記されているもので、一件しかなく、内容物は「了全」印のある火鉢である。了全とは、言うまでもなく永楽(西村)善五郎家十代の了全のことと考えられるから、筆跡Iについては十代了全の筆跡と見做すことができよう。



筆跡 I



筆跡 II



筆跡 II



筆跡 III



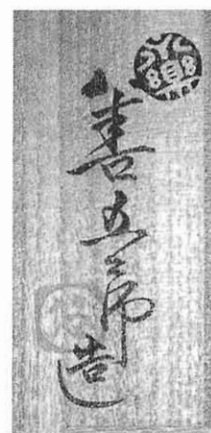
筆跡 IV



筆跡 IV



筆跡 V



筆跡 V



筆跡 VI



筆跡 VI



筆跡 VII

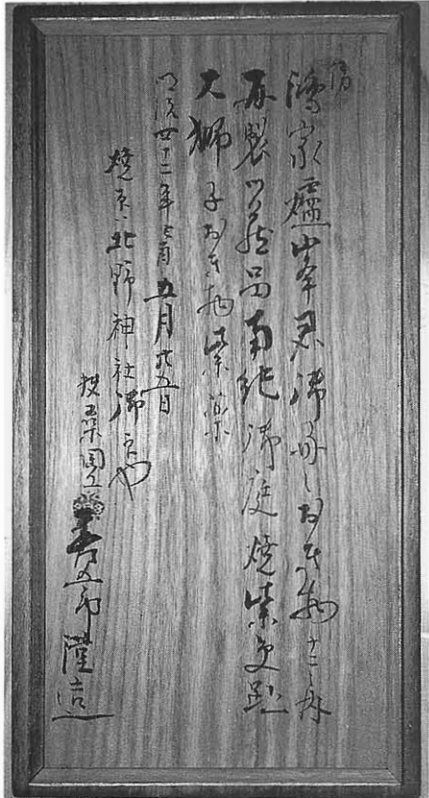
挿図 1 箱書署名筆跡の分類 (縮尺不同)

筆跡IIは「善五郎造」と記されているもの四件が確認できた。この四件には、いずれも同一の印影(後述の箱印A)が伴っており、これは善五郎家一一代保全が自印の印影を集成して描いたという「保全宝船印譜絵」(嘉永二年作)掲載の印影と一致する。したがって、筆跡IIは一一代保全のものと推定される。

筆跡IIIは、筆跡Iと同様に一件のみであるが、「和全造」と記されているので、十二代和全の筆跡とみて問題なからう。



挿図2 「明治四十年」の年記を伴う筆跡IVの箱書



挿図3 「明治四十二年」の年記を伴う筆跡IVの箱書

筆跡IVには「善五郎造」と記されているもの四四件、「善五郎謹造」と記されているもの二件、合計四六件がある。この中には、「明治三十八年」「明治四十年」(挿図2)、「明治四十二年」(挿図3)の年記を伴う事例があり、この間の善五郎家の当主は一四代得全であるから、筆跡IVは一四代得全のものと考えられる。

筆跡Vは「善五郎造」と記されているもの二八件、「善五郎識」と記されているもの二件の合計三〇件あり、うち二八件に「悠」字の朱印(後述の箱印I)が伴っていた。悠とは、善五郎家一四代得全の妻・妙全の名であり、この印影が筆跡V以外の署名と組み合わされている例は皆無であった。したがって、筆跡Vは妙全の署名と推定できる。

筆跡VIは「善五郎造」と記されているもの九件が確認できた。この署名筆跡については、誰のものであるかを特定するための直接的な根拠を見出していない。ただし、九件の全てに「永楽」の印影が伴っている。

筆跡VIIは「善五郎造」と記されているもの一件のみである。この署名筆跡は、昭和四九年に大阪美術倶楽部青年会によって開催された「永楽保全」展の図録に掲載されている一六代善五郎の署名(挿図4)と一致する。したがって、筆跡VIIは一六代善五郎の署名と特定できる。



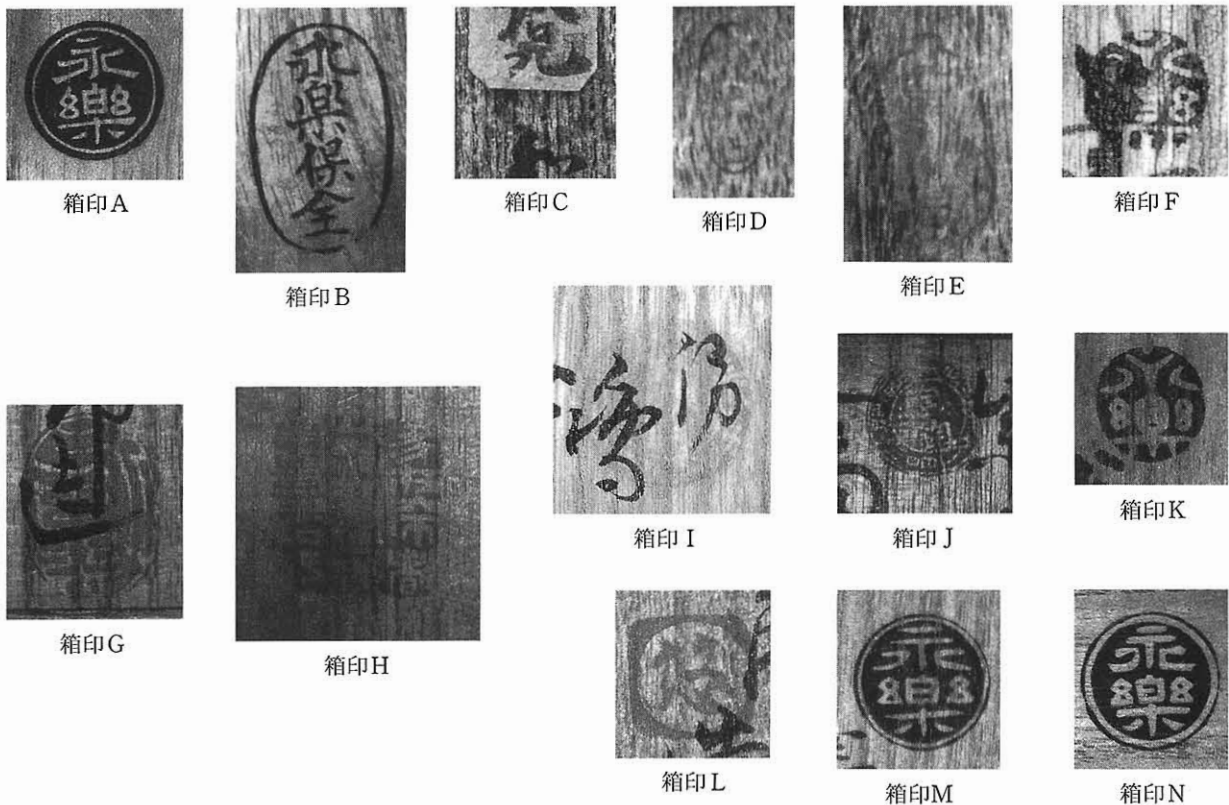
挿図4 「永楽保全」展図録掲載の一六代善五郎署名

以上、各筆跡について署名者の特定を試みた結果、一五代正全を除いて、一〇代了全以降の善五郎家各代の当主の筆跡を特定することができた^②。筆跡VIの署名者の特定が問題として残っているが、この点については、筆跡VIに「永楽」の印影が伴っていることが手掛かりとなる。元々西村を姓とする土風炉師の家系であった善五郎家が、「永楽」印を用いて本格的な製陶に乗り出すのは、一〇代了全が一一代保全と共に紀州徳川家の偕楽園御庭焼に出仕した際に「永楽」印を拝領したことに始まるという^③。とすれば、「永楽」印が伴う筆跡VIは必然的に九代以前のものでありえず、前述のように、一〇代了全以降の善五郎家当主で筆跡が特定されていないのは一人だけであるから、消去法で、筆跡VIは一五代正全のものと推定される。

以上、検討の結果、箱書の署名については誰の筆跡かの特定が可能となった。しかし、箱は全てが共箱である保証はなく、署名には極書が含まれている可能性もあるから、箱書の署名者が内容物の作者であるとは限らない。では、箱書自体から署名が作者本人のものか極書かを区別することはできないであろうか。次節では、箱書に用いられている印と署名筆跡の関係を通して、この問題の解決を図る。

三 署名筆跡と箱書用印の相関関係

既に若干触れたが、箱書の署名には「永楽」などの印影が伴うものが極めて多い。そこで、それらの箱に伴う印影(以下、箱印と呼称する)を集成・分類し、署名筆跡との対応関係について検討を加える。箱印には、黒印と朱印があり、合計一四種の印影が確認できた。各



挿図5 箱印の分類 (原寸大)

印影にはアルファベットの大文字を付し、箱印A・箱印B…箱印Kと呼称することとした(挿図5)。

以下、箱印の各印影と署名筆跡の対応関係について記す。

箱印Aは、黒印で「永楽」の丸印。四件あり、前述のとおり、全て筆跡IIに伴う。

箱印Bは、黒印で「永楽保全」の小判形印。一件のみで、署名はない。

箱印Cは、黒印で「永楽」の丸印。一件のみで、筆跡IIIに伴う。

箱印Dは、朱印で「九谷」の小判形印。一件のみで、署名を伴っていないが、後述の箱印Eと同一の箱に押捺されている。

箱印Eは、朱印で「善五郎」の瓢形印。一件のみで、箱印Dに伴う。

箱印Fは、黒印で「永楽」の丸印。五四件あり、筆跡IVに伴う事例が四六件、筆跡Vに伴う事例が七件、署名がなく印のみの事例一件である。このうち筆跡Vの七件には例外なく後述の箱印Lが伴う。

箱印Gは、長径二・四cm、短径一・八cmの小判形朱印。二件あり、筆跡IVに伴う。

箱印Hは、円形の朱印で、内区に「陶鈞」の二字、外区に「天長地久 福壽永昌」の八字を配するものうち、大型(直径一・二cm)のもの。一件のみで、筆跡IVの署名の箱書に伴う。

箱印Iは、円形の朱印で、内区に「陶鈞」の二字、外区に「天長地久 福壽永昌」の八字を配するものうち、小型(直径一・六cm)のもの。三件あり、いずれも筆跡IVの署名の箱書に伴う。

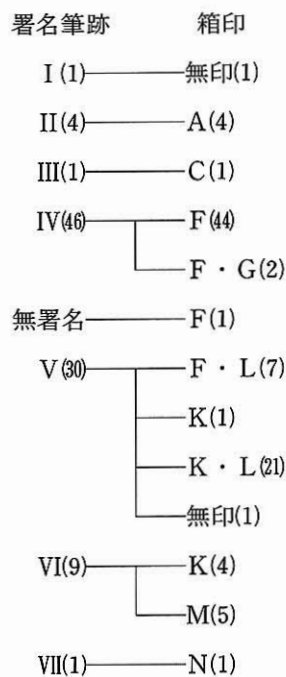
箱印Jは、方形の朱印。印影が擦れており、文字は完全に判読できていない。一件のみで、箱印Iと共に署名筆跡IVの箱書に伴う。

箱印Kは、黒印で「永楽」の丸印。二六件あり、うち二二件が筆跡V、四件が筆跡VIに伴う。筆跡Vに伴う事例は、後述の箱印Lと組み合わせで用いられているものが多く、二二件のうち箱印Lを伴わない事例は一例のみである。これに対して、筆跡VIに伴う場合には、箱印Kは全て単独で用いられており、箱印Lとの組み合わせ事例は全くない。

箱印Lは、朱印で「悠」の隅丸方形印。二八件あり、全て筆跡Vに伴う。一方、他の箱印との共伴関係をみると、二八件中七件が箱印F、二一件が箱印Kに伴う。

箱印Mは、黒印で「永楽」の丸印。五件あり、全て単独で用いられ、いずれも筆跡VIに伴う。

箱印Nは、黒印で「永楽」の丸印。一件のみで、筆跡VIIに伴う。以上、やや煩瑣な説明になったが、事例を集成してみると、箱印と署名筆跡の組み合わせには、一定の法則性があるように見受けられる。箱印Lを除く朱印については、いずれも一〜二件しかないの



挿図6 署名筆跡と箱印の対応関係
(備考 () 内は件数、実線は共伴関係を示す)

で、ここから用印の一般性を見出すことは難しいが、「永楽」の黒丸印は署名筆跡にはほぼ例外なく共伴しており、事例も多いので、署名筆跡との組み合わせの法則性の検討に適している。そこで「永楽」の黒丸印と、朱印のうち署名自体に直接伴う箱印Gおよび箱印Lに絞って、署名筆跡との対応関係を検討してみることとする。

箱書の署名筆跡と箱印の組み合わせ関係を図示すると挿図6のようになる。この図から、署名筆跡と「永楽」の黒丸印の間には強い相関性があり、若干の例外(筆跡Vと箱印Fの組み合わせ七例、筆跡VIと箱印Kの組み合わせ四例)を除くと、両者は一対一の対応関係にあることが判る。既に述べたように、署名筆跡の違いは当主の代の違いを表しているから、署名筆跡と一対一の対応関係にある「永楽」黒丸印は基本的に各代に固有のものといえる。したがって、箱印Aは一代保全、箱印Cは二代和全、箱印Fは四代得全、箱印Kは妙全、箱印Mは一五代正全、箱印Nは一六代善五郎の用印と見做すことができよう。

もつとも、このように考える場合にも、例外の組み合わせ事例をどのように評価するのか、という問題は依然として残っている。そこで例外事例に注目してみると、筆跡Vと箱印Fの組み合わせ事例七例のうちには、署名が「善五郎識」となっているもの(挿図7)二例が含まれていることに気付く。この署名は、「識」とある以上、共箱の署名とは考えがたいもので、極書と考えられるべきである。さらに、この二例には署名の脇に「得善作」とも記されているから、筆跡Vの署名者すなわち妙全が一四代得全の作と極めた、と読み取ることができよう。ところで、この箱書一事例に用いられている印は、箱印Fであるから一四代得全の印と見做されたものである。つ



挿図7 筆跡Vと箱印Fの組み合わせ事例

まり極書の場合には、鑑定者によって推定された作品の製作年代の当主の印が押されていることになる。

この事実から類推するに、例外事例とした署名筆跡と箱印との不一致現象は、極書によるものではないかと考えられる。ただし極書の場合、後代によって先代の作品が極められることはあっても、後代の作品が先代の極めの対象となることは原理的に存在しないはずである。したがって、先代の印に後代の署名という組み合わせはありえても、後代の印に先代の署名という組み合わせはありえない。

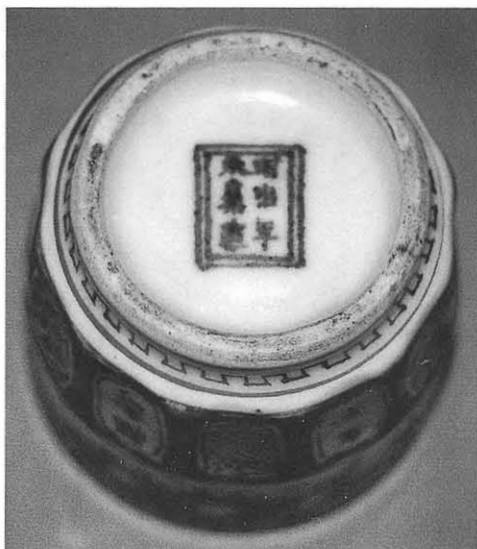
問題は、前述の例外事例がこの条件に合致するかどうかだが、筆跡Vと箱印Fの組み合わせは一四代得全の印に妙全の署名、筆跡VIと箱印Kの組み合わせは妙全の印に一五代正全の署名であるから、いずれも極書と見做されるための必要条件を満たしているといえよう。

以上の所見を総合すると、署名筆跡と箱印の組み合わせが不一致となる例外事例は後代の極書と考えられ、逆に署名筆跡と箱印の組み合わせが一致するその他多くの事例は作者本人署名、すなわち共箱と見做される。また、署名筆跡と箱印との組み合わせから、内容物の作者は次のように特定ができる。

筆跡I + 無印 ↓ 一〇代了全

筆跡II	+	箱印A	↓	一一代保全
筆跡III	+	箱印C	↓	一二代和全
筆跡IV	+	箱印F	↓	一四代得全
筆跡IV	+	箱印F・G	↓	一四代得全
無署名	+	箱印F	↓	一四代得全か
筆跡V	+	箱印F・L	↓	一四代得全か
筆跡V	+	箱印K	↓	妙全
筆跡V	+	箱印K・L	↓	妙全
筆跡V	+	無印	↓	妙前以前
筆跡VI	+	箱印K	↓	妙全か
筆跡VI	+	箱印M	↓	一五代正全
筆跡VII	+	箱印N	↓	一六代善五郎

この他に、箱書に署名・「永楽」黒丸印のいずれをも欠くが、製作者の推定が可能な事例が二例ある。一例は箱印Bが押されているもので、印そのものに「永楽保全」とある。もう一例は、箱印Dと箱



挿図8 「明治年永楽造」の染付銘をもつ湯呑

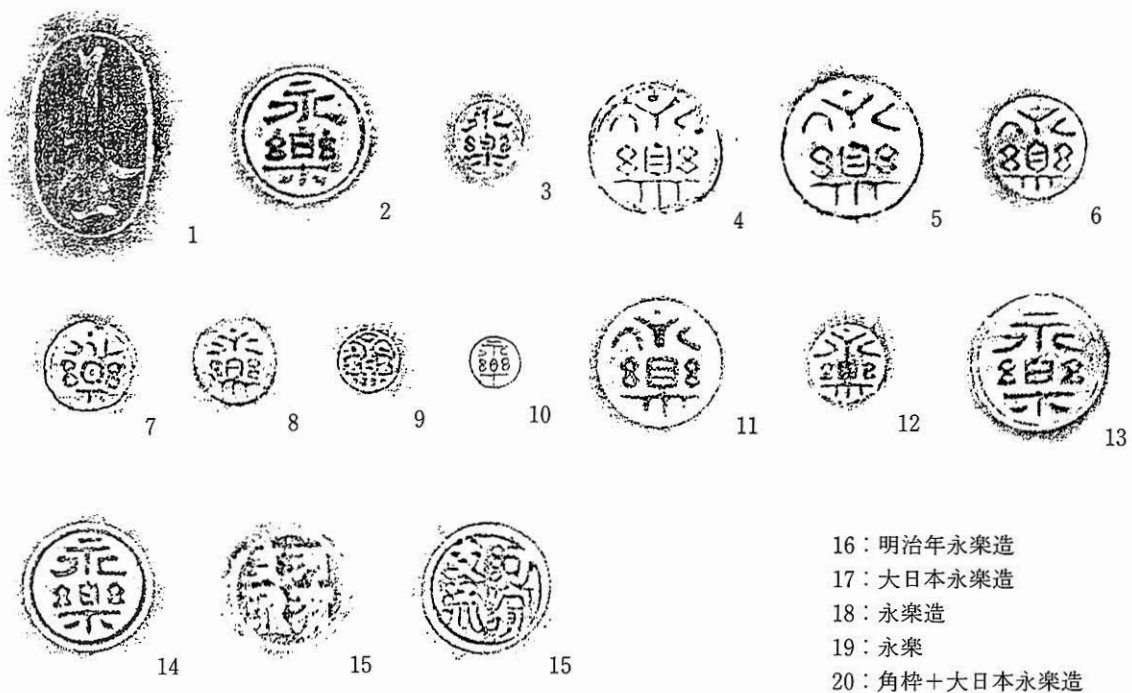
印Eの組み合わせのもので、箱印Dに「九谷」、箱印Eに「善五郎」とあることから、慶応二年（一八六六）から明治三年（一八七〇）まで加賀の九谷山代窯で作陶活動に従事していた一二代和全に特定できる。さらに、この箱の内容物の湯呑は、高台内に「明治年永楽造」の染付銘をもっている（挿図8）、一二代和全の九谷山代窯時代のうちでも後半の明治元年（一八六八）から明治三年（一八七〇）の製作であることが明らかである。

四 署名筆跡・箱印と銘款の相関関係

前節までの検討結果から、箱書の署名筆跡および箱印のあり方によって、箱の内容物の作者を特定することが可能となった。しかし、箱の中には署名や箱印を伴わないものも少なくなく、この場合、作者の同定は内容物自体から行わざるをえない。幸い、受贈資料をみると、殆どの作品にほぼ例外なく染付銘や印などの銘款が認められるので、これを署名・箱印と対比し、三者の間に相関性が認められれば、銘款から作者を特定することが可能となろう。

銘款は、大別すれば印と染付・上絵付銘の二類に分けられ、細分すれば二〇種に分類可能である。印には、「了全」小判形印一種、「永楽」丸印十三種、「河濱支流」丸印一種の合計一五種があり、染付・上絵付銘には、「明治年永楽造」、「大日本永楽造」、「永楽造」、「永楽」角枠付の「大日本永楽造」の五種がある。各銘款には算用数字を付け、銘款1・銘款2：銘款20と呼称し区別する（挿図9）。

次に、署名・箱印と銘款の対応関係であるが、この問題の検討に際しては、箱と内容物が本来の関係にあること、すなわち中身の入



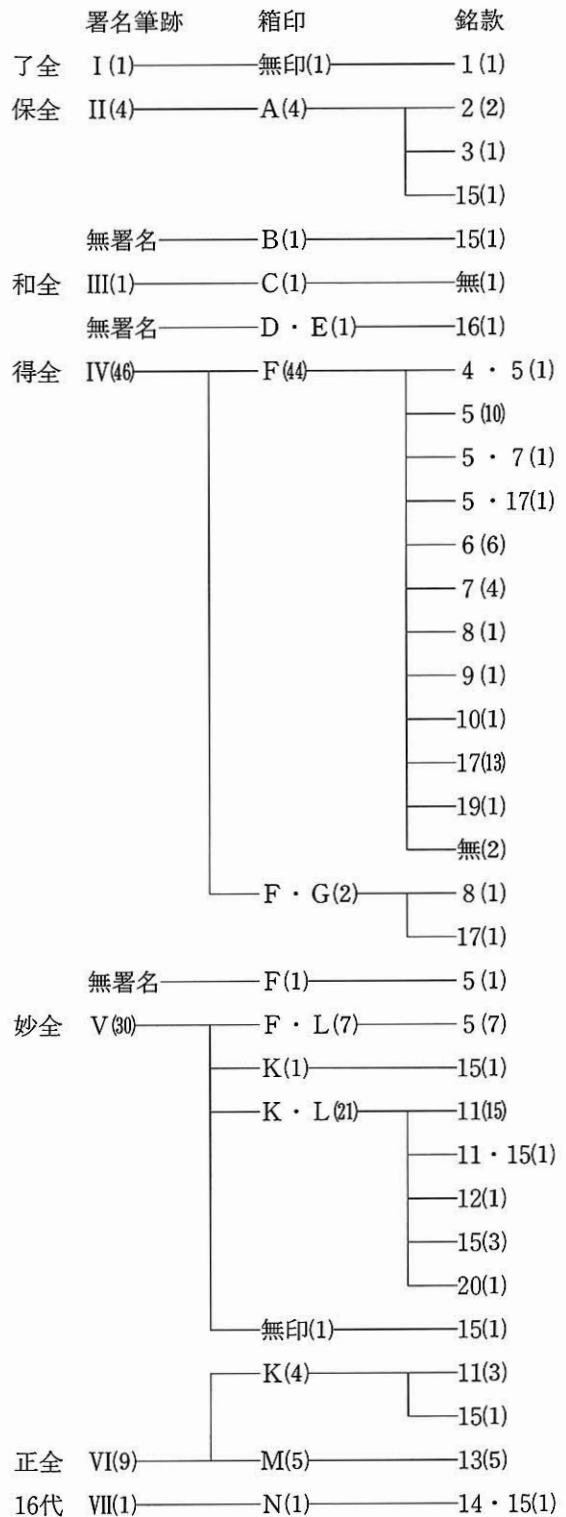
- 16: 明治年永楽造
- 17: 大日本永楽造
- 18: 永楽造
- 19: 永楽
- 20: 角枠+大日本永楽造

挿図9 銘款の分類 (原寸大 10のみスケッチ、他は拓影)

れ替えないことが前提条件となる。冒頭にも記したように、資料の性格上、意図的な箱の入れ替えが行われているとは考えにくい、勘違いなどの偶発的な要因による入れ替わりが完全に否定されているわけではない。そこで、全ての箱を対象に箱書の記載内容(器物名称)と内容物の比較・検討を行った。その結果、一例を除いて箱書の記載内容と内容物はよく一致していたので、箱と中身の入れ替わりは殆どないと考えられた。また、箱書と内容物が齟齬をきたす一例も、同一の箱に詰め合わされている二種の皿のうち一種が箱書の記載内容と不一致となるもので、箱が壊れたなどの理由によって、他の皿の箱に詰め合わされたものと考えられた。したがって、この一例は検討対象から除外する。

残りの事例から、署名・箱印と銘款の対応関係を図示したのが挿図10である。この図だけからは判りにくいので、署名・箱印の組み合わせから特定される作者と銘款の対応関係に整理し直すと、次のようになる。

- 一〇代了全 銘款1
 - 一一代保全 銘款2・3・15
 - 一二代和全 銘款16
 - 一四代得全 銘款4・5・6・7・8・9・10・17・18・19
 - 一四代得全か(極書) 銘款5
 - 妙全 銘款11・12・15・20
 - 妙全か(極書) 銘款11・15
 - 一五代正全 銘款13
 - 一六代善五郎 銘款14・15
- この一覧から明らかのように、銘款15を除くと製作者と銘款の間



挿図10 署名・箱印と銘款の対応関係
(備考 () 内は件数、実線は共伴関係を示す)

には一対多の対応関係が確認できる。銘款16と20は染付・上絵付銘であるから、必ずしも特定の代の個人の銘款と限定して考える必要はないかもしれないが、「河濱支流」印（銘款15）以外の「了全」印（銘款1）や「永楽」丸印（銘款2と14）は、箱印の「永楽」黒丸印と同様に各代に固有のものと思われ、したがって、前掲の一覧に記した対応関係で、善五郎家各代の用印を特定できるが、唯一銘款4に関しては問題が残る。鴻池家伝来資料では、銘款4をもつものは一件のみで、一四代得全の本人署名（筆跡IV+箱印F）の箱に入れられているが、他の銘款4をもつ作品の中には十二代和全の箱書筆跡III（挿図11）が伴う事例（京都国立博物館所蔵品 台帳番号G甲一六六 紫交趾釉梅花形鉢）が存在するからである。

そこで、銘款4をもつ鴻池家伝来の資料について細かく検討を加えてみると、この事例（挿図12）は二〇枚からなる数ものの皿で、微



挿図11 京都国立博物館所蔵
紫交趾釉梅花形鉢の箱書署名

妙な形状の違いや釉調の相違から一六枚と四枚の二群に分けられた。銘款は一六枚の方に銘款4、四枚の方に銘款5が認められ、造りの違いに対応している。銘款5が、一四代得全の用印であることは他の事例からみても妥当な判断と考えられるので、銘款4をもつ一六枚の評価が問題である。これについては、明確な解答を見出ししていないが、一二代和全が造った皿が破損するなどしたため、不足分を一四代得全が補充し、その際に箱も補った、などの可能性が考えら



挿図12 銘款4・5をもつ皿(右 銘款4、左 銘款5)

れよう。したがって、銘款4は一四代得全の用印からは外して考えることとし、善五郎家各代の用印は次のようにまとめ直すことができる。

- 一〇代了全 銘款 1
- 一一代保全 銘款 2・3・15
- 一二代和全 銘款 4
- 一四代得全 銘款 5・6・7・8・9・10
- 妙全 銘款 11・12・15
- 一五代正全 銘款 13
- 一六代善五郎 銘款 14・15

五 作品群の分析

前節および前々節での検討の結果、各作品は箱書の署名筆跡と箱印の組み合わせ、もしくは作品自体の銘款から作者の特定が可能であることが判った。そこで、本節ではその成果を利用して、鴻池家伝来の作品群の分析を試みる。

前述の手法により各作品の作者を特定し、代別に件数を示すと次のとおりである。

- 一〇代了全 一件
- 一一代保全 五件
- 一二代和全 二件
- 一四代得全 六六件
- 妙全 三二件
- 一五代正全 六件

一六代善五郎 二件

特定できず⁵⁾ 八件

合計 一二二件

この数値データから、全体の少なくとも五四%が一四代得全、二六%が妙全の作であることが判り、両者の合計は全体の八割以上を占めている。作品数の多きは、その時代における永楽家と鴻池家の密接な結びつきを示していると考えられるので、とりわけ作品数の多い一四代得全の時代に両家は最も緊密な関係にあったと思われる。既に指摘されているように、この時代、永楽家の家業は最も経済的に厳しい状況にあったというから、⁶⁾両家の緊密な関係性には、鴻池家から永楽家への経済的支援の存在を想定できよう。

この想定に対しては、裏付資料として、鴻池家の家紋である三ツ松紋があしらわれた作品群を挙げることができる。これらは、家紋の存在から鴻池家向けに特別に作られたものであることが明らかであり、永楽家と鴻池家の関係をより直接的に示す資料と評価できる。三ツ松紋をもつものは全部で一七件あり、作者を特定できる一五件の内訳を示すと、一四代得全が七件、妙全が七件、一五代正全が一件である。こうした特別な製品が、やはり一四代得全と妙全の時代に集中していることは、全体の作品件数からの分析結果ともよく一致し、前記想定を補強している。

ところで、量的に多い一四代得全と妙全の作品であるが、両者の作品群の間には異なった傾向を読み取ることができる。一四代得全の作品には、碗・皿・鉢・カップ（コーヒー碗・紅茶碗）・醬油差・チロリといった日常什器が極めて多く、六六件中半数以上の三八件を占めている。これに対して妙全の作品には、置物・花生といった室

内装飾品が目立ち、これらが三二件の半数を占めており、得全時代に多くみられた日常什器類は減少してきている。こうした生産内容の変化の要因を、各時代の当主の個性に求めることも不可能ではないかもしれない。しかし、時代が明治維新後の社会の大きな変革期に当たることを考慮すれば、生産内容の変化は永楽家を取り巻く社会的状況の変化に対応したものと見るべきではなからうか。

もともと茶陶生産を中心に営まれていた永楽家の製陶業は、明治期の近代化に伴う茶陶需要の減少の中で行き詰まらざるをえなかった。このため、経営上、一四代得全の時代には生活必需品である日常什器類の生産に大きく傾くことになったと考えられる。しかし、妙全の時代には、新しい時代に対応すべく行われた経営努力がある程度実ったらしく、必ずしも生活必需品ではない置物・花生などの生産量を増加させることが可能になったのだろう。このように、作品群の量的な分析からは、一四代得全・妙全が製陶に従事した明治・大正期に、陶家永楽善五郎家が辿った軌跡を読み取ることができようである。

一四代得全と妙全以外の作品数は数少ないので、量的な分析には適していない。したがって、鴻池家伝来の資料によるだけで何らかの結論を導き出すことは難しい。しかし、一〇代了全から一二代和全までの作品数が少なく、その中に三ツ松紋をもつものが認められないことは、逆に、鴻池家と永楽家の緊密な結びつきが、一四代得全の時代、つまり明治時代以降のことであることを示しているともみることができる。直接的な証拠はないので、憶測にしか過ぎないが、鴻池家と永楽家が接近する契機になった可能性としては、明治22年の鴻池家11代善右衛門幸方と三井路子の結婚⁷⁾を挙げることができる。

三井家が江戸時代以来の永楽家の強力なパトロンであったことは夙によく知られており、これが鴻池・永楽両家の関係を深めるきっかけになっていることも考えられよう。

ただ、このように考える場合、量的に少ないながらも一二代和全以前の作品が存在していることについては、別に説明が必要となる。これについては、鴻池家と永楽家の関係は江戸時代以来あり、単に一四代得全の時代に関係性がより緊密になっただけと考えることもできれば、一二代和全以前の作品は、路子が三井家から持参したものである可能性を想定することもできよう。いずれにしても、この問題は、受贈資料からだけで判断するのは難しいようである。

〈注〉

1 本稿では、箱書の検討が大きな比重を占めているため、作品件数の算定は箱を単位として行っている。このため、作品自体の違いによって数えている台帳登録上の件数とは必ずしも一致しない。

2 本文中では、一三代が抜けているが、善五郎家一三代は一二代和全の義弟・宗三郎(回全)と轆轤師の西山藤助(曲全)が永年の功績によって列せられたもので、厳密には二人は善五郎を襲名していない。したがって、歴代の善五郎家当主からは除外して考えている。また、妙全も善五郎を襲名していない点では一三代の二人と変わらないが、一四代得全の没後一五代正全までの間事実上の永楽家当主であるため、歴代には数えられていないが、ここでは当主の一人として扱った。

3 この点については、永楽善五郎「永楽家の代々」(「永楽保全」展図録所収)大阪美術倶楽部青年部 一九七四年、および中ノ堂一信「永楽家の歴代」『京都窯芸史』淡交社 一九八四年を参照。

4 永楽家のような陶家の場合、工房内には複数の轆轤師などの陶工がいたと考えられるので、厳密な意味で作者といえば、これらの陶工を指すべきかもしれない。しかし、基本的に製品は永楽善五郎のブランドで出荷されているので、ここでは製品が作られた時代の永楽家当主を

便宜的に作者と呼んでいる。

5 本文中に記した方法で作者を特定できない八件の中には、「永楽悠作」といった貼紙や、「永楽得全作」といった箱書、あるいは後代の当主による極書がみられるものもある。しかし、これらは後から付け加えられたものと考えられるため、とりあえず本稿では判断を保留することとした。

6 前掲注3に同じ。

7 鴻池統男「鴻池善右衛門歴代の略歴」『鴻池家年表』鴻池合名会社 一九九一年による。

付表 鴻池家伝来永楽善五郎関係資料一覧

整理番号	器形	箱書	箱印	筆跡	銘款	紋	作者	備考
1	電気スタンド	○			11		妙全	
2	電気スタンド	○	M	VI	13	有	正全	
3	置物	○	KL	V	11		妙全	
4	花生				11		妙全	
5	花生	○	KL	V	11		妙全	
6	花生	○	M	VI	13		正全	
7	カップ	○			5・8	有	得全	
8	茶瓶				11		妙全	
9	盃	○	KL	V	12		妙全	
10	植木鉢	○			5		得全	
11	三方	○	FL	V	5		得全	
12	皿	○	F	IV	6		得全	
13	花生	○	KL	V	15		妙全	
14	皿	○	F	IV	6		得全	
15	皿	○			17		得全か	
16	火鉢	○	F	IV	5		得全	
17	置物	○	KL	V	11		妙全	
18	花生	○			14		16代	
19	皿	○	F	IV	6		得全	
20	碗	○	F	IV	17		得全	
21	碗	○	F	IV	5		得全	
22	高杯	○			8	有	得全	
23	火鉢	○		I	1		了全	
24	カップ	○	FG	IV	17	有	得全	
25	丁字風炉	○	K	VI	11	有	妙全	
26	花生	○	K	VI	11		妙全	
27	向付	○	F	IV	5・17		得全	
28	鉢	○	F	IV	17		得全	
29	置物	○		V	15		妙全か	
30	皿	○	F	IV	6		得全	
31	火鉢	○	FL	V	5		得全	「得全作」の箱書
32	碗	○	F	IV	17		得全	
33	皿	○	F	IV	17		得全	
34	火鉢	○	FL	V	5		得全	「得全作」の箱書
35	置物	○	KL	V	11		妙全	
36	火鉢	○			5		得全	
37	植木鉢	○			6		得全	
38	碗	○			6		得全	
39	碗	○			6		得全	
40	皿	○	M	VI	13		正全	
41	植木鉢	○	FL	V	5		得全	
42	置物	○	KL	V	11		妙全	
43	花生	○	KL	V	11		妙全	
44	皿	○	F	IV	5		得全	
45	盃	○	F	IV	17		得全	
46	皿	○			8	有	得全	
47	皿	○	F	IV	4・5		得全	
48	置物	○	KL	V	20		妙全	
49	置物	○	KL	V	15		妙全	
50	置物	○	FH	IV	5		得全	「明治42年」の年記
51	カップ	○	KL	V	11	有	妙全	
52	皿	○	F	IV	7		得全	
53	皿	○	F	IV			得全	
54	飾	○					妙全か	「永楽悠作」の貼紙
55	皿	○	KL	V	11	有	妙全	
56	向付	○	KL	V	11	有	妙全	
57	皿	○	KL	V	11		妙全	
58	向付	○	KL	V	11		妙全	
59	鉢	○	F	IV	5		得全	
60	皿	○	F	IV	5・7		得全	
61	鉢	○	F	IV	17		得全	
62	皿	○	F	IV	17		得全	

整理番号	器形	箱書	箱印	筆跡	銘款	紋	作者	備考	
63	植木鉢	○			5		得全	「永楽得全作」の箱書	
64	カップ	○	KL	V	11	有	妙全		
65	碗	○	F	IV	17		得全		
66	碗	○	F	IV	17		得全		
67	植木鉢				13		正全		
68	花生	○	KL	V	11		妙全		
69	皿	○	F	IV	6	有	得全		
70	植木鉢	○			18		得全か		「永楽得全作」の箱書
71	皿	○	K	VI	11		妙全		
72	盃	○	F	IV	7		得全		
73	湯飲	○	DE		16		和全		
74	皿	○	F	IV	9	有	得全		
75	碗	○	F	IV			得全		
76	置物	○	KL	V	11		妙全		
77	皿		KL	V	11	有	妙全		
78	皿	○	F	IV	7		得全		
79	醬油差	○	F	IV	7		得全		
80	碗	○	FL	V	5		得全		
81	置物	○	KL	V	15		妙全		
82	碗	○			11		妙全		
83	皿	○	F	IV	6		得全		
84	皿	○	F	IV	7		得全		
85	チロリ	○	F	IV	5		得全		
86	火鉢	○	N	VII	14・15		16代		
87	鉢	○	F	IV	5		得全		
88	皿	○	F	IV	5		得全		
89	植木鉢	○	A	II	2		保全		
90	湯飲	○			17	有	得全か		
91	盃	○	F	IV	19		得全		
92	皿	○	A	II	2		保全		
93	盃	○	C	III			和全		
94	置物				12		妙全		
95	置物	○	K	VI	15		妙全か		
96	盃	○	F	IV	10		得全		
97	汲出茶碗	○	F	IV	17		得全		
98	向付	○	F	IV	17		得全		
99	皿	○	F	IV	17		得全		
100	皿	○			6		得全		
100	皿	×			17		得全か		
101	水注・砂糖壺				17	有	得全か		
102	碗	○	F	IV	17		得全		
103	碗	○			11		妙全		
104	丁字風炉	○	M	VI	13		正全		
105	火鉢	○	KL	V	11・15		妙全		
106	置物	○	FI	IV	5		得全		
107	盃	○			11・15	有	妙全		
108	花生	○	F	IV			得全	「明治40年」の年記	
109	置物	○	FL	V	5		得全		
110	のし	○	F		5		得全		
111	盃	○	FG	IV	8		得全		
112	のし	○	FL	V	5		得全		
113	盃	○	A	II	3		保全		
114	茶碗	○	B		15		保全		
115	茶碗		I	II	15		保全		
116	盃	○		IV	8		得全		
117	盃		J		8	有	得全		「明治38年」の年記
117	盃				8		得全		
118	置物	○	K	V	15		妙全		
119	花生	○	FI	IV	5		得全		
120	置物	○	M	VI	13		正全		

備考 箱書欄は箱書の記載内容と内容物の一致(○)、不一致(×)を示す。紋欄は、三ツ松紋の有無を示す。